発達障害の診断概念のこれまでと今後

京都大学大学院人間・環境学研究科 船曳 康子

KEY WORDS
●自閉症
●ADHD
●学習障害
●アスペルガー

Past and future of diagnostic concept of developmental disorders.

Yasuko Funabiki（教授）

はじめに

2005年に発達障害者支援法が施行され，読んで字のごとく，発達障害者に支援が必要だということはわが国に広く知れ渡った。しかしながら，さまざまな社会現場において，１人ひとりへの等身大の配慮は，実際上は残念ながら十分とはいいがたい。これには，「発達障害」の診断概念が変遷するとともに，いくつもの診断の重複や，個人差の大きさがあいまっていることが要因していると考えられる。そこで，本稿では，発達障害の診断概念を振り返りながら，適切な配慮へ向けた今後の展望を述べる。

Ⅰ．発達障害の概念の変遷

現在のわが国では，「発達障害」の意味するところは，自閉症スペクトラム障害（autism spectrum disorder：ASD）や注意欠如・多動性障害（attention-deficit hyperactivity disorder：ADHD）や学習障害（learning disability：LD）などではないだろうか。しかし，この言葉は，時代や地域，または学問分野によって異なる状態を指す場合があるということは知っておく必要があるであろう。そもそも，ただ「発達障害」と述べていて，何の発達が障害されているのかを明記されていない用語であること自体に，疑問を抱くことはないだろうか。何かが省略されたのだろうか。歴史を振り返りながら，どういう状態を指してきたかを検討してみる。

もとは，「発達障害」は，1960年代からの米国での一連の政策「Developmental Disability Act」において用いられていた。米国において，知的障害を抱える人々の，学校・家庭・地域などでの包括的支援を目的として，1963年「Mental Retardation Facilities and Community Mental Health Centers Construction Act」が成立した。1970年には，知的障害から概念を広げ，「Developmental

SAMPLE
Copyright(c) Medical Review Co.,Ltd.